

(外交防衛委員会)

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について

て承認を求めるとの件 (第一百五十一回国会閣条第六号) (衆議院送付) 要旨

この協定は、我が国とパキスタン・イスラム共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、一九九八年 (平成十年) 三月十日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文十四箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 二、投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、最恵国待遇及び内国民待遇が与えられる。
- 三、投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

四、投資家の投資財産及び収益は不断の保護及び保障を受け、公共のため等一定の要件を満たす場合を除き

収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、これらの事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

五、投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

六、締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

七、投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。

八、投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合には、当該紛争は、投資家の要請に基づき、投資紛争解決条約の規定に従い調停又は仲裁に付託される。また、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。

九、この協定は、発効後十年間効力を有し、その後は、一年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。